

「高病原性鳥インフルエンザ」に関する対策等について

2025.2/10

東京外国語大学保健管理センター

「高病原性鳥インフルエンザ」の発生事例や防疫措置が国内の各地で報告され、現在は野鳥サーベイランスにおける全国の発生状況に応じた対応レベルは『レベル3 / 国内複数箇所発生時』として監視・対応が強化されています。

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす「鳥」の病気で、その病原性によって「高病原性鳥インフルエンザ」と「低病原性鳥インフルエンザ」に区別されます。通常、高病原性鳥インフルエンザを含む鳥インフルエンザウイルスはヒトに感染することはありませんが、感染した鳥に触れる等の濃厚接触をした場合等は、きわめて稀に鳥インフルエンザがヒトに感染することがあります。また、ヒトからヒトへの感染についてもきわめて稀ですが、患者の介護等のために長時間にわたり濃厚接触した家族の範囲に限られた感染事例の報告があります。なお、これまでに鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトに感染したという事例の報告はありません。また、我が国においての現状では、鶏肉・鶏卵は「安全である」とする見解が示されています。

しかし、WHOは鶏などの家禽類にA型(H5N1)の高病原性鳥インフルエンザが発生している地域では、家禽類の肉、及び家禽類由来製品については、食中毒の予防の観点からも十分な加熱調理(全ての部分が70°C以上)及び適切な取り扱いを行うことが必要としています。

世界での「鳥インフルエンザ」の発生状況は、鳥類への感染事例として、欧州・アフリカ・アジア・北米・南米において報告が続いている状態で、またヒトでの感染事例もこれまでに東南アジア・北米を中心に報告されています。

「鳥インフルエンザ」の潜伏期間は概ね2~8日とされ、初期症状の多くが高熱と呼吸器症状を主とするインフルエンザ様の症状を呈するとされています。

学生・教職員の皆様におかれましては、日常生活や海外渡航にむけ「鳥インフルエンザ」に対する対策として、下記の点にご留意ください。

1. 一般的な感染予防対策の徹底

衰弱または死亡した野生の鳥獣には不用意に触らないようにしましょう。

外出先から帰宅した際は、手洗いなどの日常的な一般的な感染予防対策を徹底するようにしましょう。

2. 野鳥・家きん・飼育動物等への対応(環境省作成の「野鳥への接し方」より)

・同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

・死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

・日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

・野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

・不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

3. 発生地域に渡航する際の留意点（厚生労働省「鳥インフルエンザについて」より）

・養鶏場・鳥の羽をむしるなどの処理をしている場所や鳥を売買している市場等に、不用意に近づかないようにしましょう。

・衰弱または死亡した鳥獣には触らないようにしましょう。

・鳥の糞が舞い上がっている場所では、ホコリ等の吸入に注意しましょう。

4. 発生地域から帰国した際の留意点（厚生労働省「鳥インフルエンザについて」より）

・発生地域からの到着時に発熱などの症状がある場合、鳥インフルエンザに感染した鳥や患者に接触したと思われる場合は、検疫所の担当者に相談して下さい。

・帰国時には症状はなく、帰国後（10日以内）に発熱や咳などの症状が出現した場合は、医療機関を受診し、鳥インフルエンザの発生地域に渡航していたことを知らせて下さい。不明な点は、最寄りの保健所、もしくは保健管理センターに相談して下さい。

なお、過去の「ほけせん便り 223号」内の対応事項等についての留意点もご参照ください。

ご不明な点がございましたら、保健管理センターまでお問い合わせください。

参考：

鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省） <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/#c>

高病原性鳥インフルエンザに関する情報 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

鳥インフルエンザに関する Q&A（厚生労働省） <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou02/qa.html>

食品安全委員会「鳥インフルエンザ」 https://www.fsc.go.jp/osirase/tori/tori_iinkai_kangaekata.pdf

ほけせん便り 224号（2021.11.） https://www.tufs.ac.jp/student/NEWS/student_life/hokesen224_1.html